

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和4年10月4日(2022.10.4)

【公開番号】特開2022-71207(P2022-71207A)

【公開日】令和4年5月13日(2022.5.13)

【年通号数】公開公報(特許)2022-084

【出願番号】特願2022-38157(P2022-38157)

【国際特許分類】

A 63 F 7/02 (2006.01)

10

【F I】

A 63 F 7/02 320

A 63 F 7/02 304 D

【手続補正書】

【提出日】令和4年9月26日(2022.9.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

20

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技を制御するための複数の電子部品が実装された主制御基板と、前記主制御基板を収納し透過性を有する収納部と、により構成される遊技制御手段と、

前記遊技制御手段のうち異なる所定箇所に設けられた第1表示及び第2表示と、

前記収納部に設けられ透過性を有する情報識別部と、

前記主制御基板に設けられ実行された遊技に関する所定の情報を表示する情報表示器と、を備え、

前記情報識別部は、

30

複数の有色領域を有し、

前記複数の有色領域のうち第1情報を記入可能な第1有色領域と前記第1有色領域とは異なる第2情報を記入可能な第2有色領域との間の所定の領域において、前記収納部に収納されている前記主制御基板の電子部品を視認可能であり、

前記電子部品が透視可能な透過性であり、

前記情報表示器は、

複数の独立した表示部を有し、

前記複数の独立した表示部のうち、第1の数の前記表示部を用いて表示される第1の情報と、前記第1の数とは異なる第2の数の前記表示部を用いて表示される第2の情報と、を表示可能であり、

前記第1表示及び前記第2表示は、

前記遊技制御手段のうち所定の面からの距離がそれぞれ異なっており、かつ、前記第1表示及び前記第2表示はそれぞれ異なる情報を表示していることを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

40

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

[適用例1]

50

上記課題を解決するため、本願の適用例 1 の遊技機は、遊技を制御するための複数の電子部品（電子部品 595）が実装された主制御基板（制御基板 501）と、前記主制御基板を収納し透過性を有する収納部（ケース部 1803）と、により構成される遊技制御手段と、前記遊技制御手段のうち異なる所定箇所に設けられた第 1 表示（文字 1371）及び第 2 表示（文字 1372）と、前記収納部に設けられ透過性を有する情報識別部（シール部 1560）と、前記主制御基板に設けられ、実行された遊技に関する所定の情報を表示する情報表示器（情報表示器 1750）と、を備え、前記情報識別部は、複数の有色領域（有色領域 1575）を有し、前記複数の有色領域のうち第 1 情報を記入可能な第 1 有色領域と前記第 1 有色領域とは異なる第 2 情報を記入可能な第 2 有色領域との間の所定の領域において、前記収納部に収納されている前記主制御基板の電子部品を視認可能であり、前記電子部品が透視可能な透過性であり、前記情報表示器は、複数の独立した表示部（1770a～1770d）を有し、前記複数の独立した表示部のうち、第 1 の数の前記表示部を用いて表示される第 1 の情報（例えば、大当たり確率の設定）と、前記第 1 の数とは異なる第 2 の数の前記表示部を用いて表示される第 2 の情報（例えば、払出球数とアウト球数の比率）と、を表示可能であり、前記第 1 表示及び前記第 2 表示は、前記遊技制御手段のうち所定の面からの距離がそれぞれ異なっており、かつ、前記第 1 表示及び前記第 2 表示はそれぞれ異なる情報を表示していることを要旨とする。

10

20

30

40

50